

2020年3月2日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府関連労働組合連合会
執行委員長 藤川 真人

- 1 感染拡大防止の観点から微熱がある職員（非常勤職員も含む）などが無理して出勤することなく、病気休暇を取得できるように病気休暇の取得を促し、診断書の提出要件をなくすこと。
- 2 小学校の休校等に伴い、小学生（特に低学年や障害児等）の子のいる職員（非常勤職員も含む）に対し、柔軟に休暇取得ができるよう子の看護休暇の日数拡大、特別休暇の付与等の緊急対応を行うこと。
- 3 健康医療部、保健所、子ども家庭センターの体制強化のため、保健師、ケースワーカーを含む職員の大幅増を行うこと。
- 4 健安研、府立病院への体制強化のための必要な予算措置を行うこと。

以上

新型コロナウイルス 感染拡大防止に かかわる緊急申入れ 【3月2日】

府労組連（大教組、府職労等で構成）は、2月20日「新型コロナウイルス対策による職員の安全と労働条件の確保、府民の安全・安心を守るにふさわしい職員配置を求める申し入れ」を行いました。

また、2月27日には、安倍首相が突如、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休校を要請し、「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」（3月1日、総務省）（3月2日、文部科学省）「通

知が発出される中、左記の表にある「緊急申し入れ」を行いました。

それに対し、府当局は下記のような「サービスの取り扱いの変更について」を出しました。

【府教委との確認事項】
(4)の発熱等の風邪症状については、医療機関の診断書がなくても、自主判断で認められる。

(7)の2の「事由・記載する」については、小学生以下の場合、「子の世話が必要である」とは認められる。中高生の場合は「やむを得ないと認められる事由」の記載が必要となる。

新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取り扱いの変更について

	2月28日からの取り扱い	3月1日からの取り扱い
(1) 3月2日からの臨時業期間	通常勤務	通常勤務（変更なし）
(2) 感染した教職員	病気休暇又は年休	職免
(3) 教職員が停留の対象となった場合	職免	職免（変更なし）
(4) 教職員・家族等が感染のおそれがある場合	職免 【保健所等から外出自粛等の要請を受けた場合】	職免 【左記に加え発熱等の風邪（1）により、勤務しないことがやむを得ないと認められた場合】
(5) 児童生徒等の感染確認による臨時休業	職免	職免（変更なし）
(6) 児童生徒等が濃厚接触者として確認されたことによる一部休業	職免	職免（変更なし）
(7) 学校の臨時休業等により子の世話が became 必要になった場合	子の看護休暇 【1会計年度で付与される5日間（2人以上養育する職員にあっては10日間）の範囲内】	職免 【勤務しないことがやむを得ないと認められた場合（2）】

（1）発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）等
（2）当該子が中学校就学の始期に達している場合（特別支援学校に在籍する子を除く）
にあつては、職免願の理由欄に当該やむを得ない事由につ

いて記載する。
（注意事項）なお、職免の取扱いについては、非常勤補助員についても同様。
また、非常勤講師については、上記職務に専念する義務の免除に準じた特別休暇（有給）を付与することが可能。

来年度の大阪府「チャレンジテスト」の中止を求めます